

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免に関する状況

①職員の採用状況

令和4年10月1日付で、行政職4名、土木技師2名、保健師1名を競争試験により採用しました。

令和5年1月1日付で、行政職4名を競争試験により採用しました。

令和5年4月1日付で、行政職41名、土木技師4名、農芸化学技師1名、薬剤師2名、保健師5名、保育士7名、消防士10名を競争試験により採用し、獣医師1名を選考により採用しました。

②再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のために退職後改めて任用される職員です。

令和5年度は、短時間勤務職員111名を採用しました。

③会計年度任用職員の採用に関する状況

会計年度任用職員とは、一般職の非常勤職員として採用される職員です。

令和5年度は、フルタイム勤務職員297名を採用しました。

④職員の退職の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

	定年退職	勸奨退職	普通退職	合計
退職者数	42	7	24	73

※1 定年退職職員は60歳に達した日以後における最初の3月31日に退職する職員です。

※2 勸奨退職の対象者は、50歳以上かつ勤続25年以上の要件を満たす職員です。

(2) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分		職員数（人）		対前年 増減数	主な増減理由
		R4	R5		
一般行政部門	議会	17	17	0	
	総務・企画	374	381	7	配置職員の見直し
	税務	109	107	▲2	配置職員の見直し
	民生	341	350	9	配置職員の見直し
	衛生	236	238	2	配置職員の見直し
	労働	4	4	0	
	農林水産	75	74	▲1	配置職員の見直し
	商工	44	44	0	
	土木	190	190	0	
	小計	1,390	1,405	15	
政特別部門	教育	300	296	▲4	配置職員の見直し
	消防	279	279	0	
	小計	579	575	▲4	
計公営企業等門会	水道	95	95	0	
	下水道	30	30	0	
	その他	81	84	3	配置職員の見直し
	小計	206	209	3	
合計		2,175	2,189	14	

※1 地方公共団体定員管理調査における職員数を記載しています。

※2 普通会計とは各地方公共団体の多様な会計範囲を比較・掌握するため、総務省が定めた統一基準により各地方自治体が用いる統計上の会計区分のことであります。

※3 定員管理上、国民健康保険事業、介護保険事業は、公営企業等会計部門（その他）に含まれます。

(2) 職種別定員適正化目標に対する職員数（各年4月1日現在）

		一般行政	土木	消防士	保育士	保健師	その他	合計	
職員数 (人)	R4 (計画前年)	1,107	199	278	104	71	416	2,175	
	R5 (計画1年目)	実績 (計画)	1,124 (1,124)	194 (194)	278 (278)	108 (108)	77 (77)	408 (408)	2,189 (2,189)
		前年比	17	△5	0	4	6	△8	14

※計画数は第6次福島市定員適正化計画における当該年度の計画人数です。

2 職員の人事評価の状況

職員が自らその職務に対して目標設定・自己評価を行い、評価者（所属長等）がこれを評価することにより、職員の自主的な能力開発や、業務の改善等がより一層期待できるとともに、組織全体の能率・能力の向上、士気高揚を図り、さらなる市民サービスの向上につなげていくことを目的に、平成27年度に人事評価制度を導入しました。

人事評価をもとに被評価者と評価者で期末面談を行い、改善すべき点やさらに伸ばすべき点、業務遂行での留意点等について話し合い、人材育成と業務改善を図っています。

3 職員の給与の状況

(1) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

年度	職員数(A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
		給 料	職 員 手 当	期 末 勤 勉 手 当	計 (B)	
令和4年	1,979人	7,713,007千円	1,340,600千円	3,008,886千円	12,062,493千円	6,095千円
令和5年	1,988人	7,754,066千円	1,338,466千円	3,094,153千円	12,186,685千円	6,130千円
前年比	9人	41,059千円	△2,134千円	85,267千円	124,192千円	35千円

(2) 職員の平均年齢及び平均給料月額と一般行政職の初任給（各年4月1日現在）

年度	区 分	平均年齢	平均給料 月 額	一般行政職の初任給	
				福島市	福島県
令和4年	一般行政職	40.2歳	316,300円	大学卒 193,100円	193,100円
	技能労務職	49.1歳	359,300円	高校卒 158,400円	158,400円
令和5年	一般行政職	40.3歳	317,600円	大学卒 196,100円	196,100円
	技能労務職	49.7歳	361,900円	高校卒 162,400円	162,400円
前年比	一般行政職	0.1歳	1,300円	大学卒 3,000円	3,000円
	技能労務職	0.6歳	2,600円	高校卒 4,000円	4,000円

(3) 職員の学歴別、経験年数別平均給料月額（各年4月1日現在）

年度	区 分	経 験 年 数			
		10年	15年	20年	
令和4年	一般行政職	大学卒	276,600円	319,100円	373,700円
		高校卒	232,400円	273,600円	327,700円
	技能労務職	18~19歳	—	246,600円	288,500円
令和5年	一般行政職	大学卒	278,700円	320,800円	373,300円
		高校卒	236,200円	267,200円	328,000円
	技能労務職	18~19歳	—	—	276,300円
前年比	一般行政職	大学卒	2,100円	1,700円	△400円
		高校卒	3,800円	△6,400円	300円
	技能労務職	18~19歳	—	—	△12,200円

(4) 一般行政職の級別職員数（令和5年4月1日現在）

年度	区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
令和5年	職員数(人)	162	234	301	277	115	78	30	19	1,216
	構成比(%)	13.3	19.2	24.8	22.8	9.5	6.4	2.5	1.6	100.0

(5) 会計年度任用職員給与の状況（一般会計当初予算）

年度	職員数(A)	給与費					一人当たり 給与費 (B/A)
		報酬	給料	職員手当	期末手当	計(B)	
令和4年度	1,230人	1,166,454千円	695,765千円	48,626千円	257,216千円	2,168,061千円	1,763千円
令和5年度	1,239人	1,194,871千円	713,026千円	40,265千円	273,960千円	2,222,122千円	1,793千円
前年比	9人	28,417千円	17,261千円	△8,361千円	16,744千円	54,061千円	31千円

(6) 会計年度任用職員の人数と初任給（各年4月1日現在）

年度	区分	人数	主な職種
令和5年度	フルタイム	292人	保育士（月額）181,400円
	パートタイム(月額)	201人	一般事務（月額）155,600円
	パートタイム(時間額)	646人	事務補助（月額）153,300円
計		1,139人	

※パートタイム会計年度任用職員は、勤務時間に応じて給料等が割落とします。

(7) 職員手当の状況

① 期末・勤勉手当（各年4月1日現在）

年度	区分	福 島 市		福 島 県	
		期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
令和4年	6月期	1.175月分	0.950月分	1.175月分	0.950月分
	12月期	1.175月分	0.950月分	1.175月分	0.950月分
	計	2.35月分	1.90月分	2.35月分	1.90月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	有		有	
令和5年	6月期	1.200月分	0.975月分	1.200月分	0.975月分
	12月期	1.200月分	0.975月分	1.200月分	0.975月分
	計	2.40月分	1.95月分	2.40月分	1.95月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	有		有	
前年比	6月期	0.025月分	0.025月分	0.025月分	0.025月分
	12月期	0.025月分	0.025月分	0.025月分	0.025月分
	計	0.05月分	0.05月分	0.05月分	0.05月分
	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	有		有	

② 退職手当（各年4月1日現在）

年度	区分	福 島 市		福 島 県	
		自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年	自 己 都 合	勸 奨 ・ 定 年
令和4年	支給率	勤続20年	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
		勤続25年	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
		勤続35年	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
		最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分
	退職時特別昇給	無		無	
令和5年	支給率	勤続20年	24.586875月分	19.6695月分	24.586875月分
		勤続25年	33.27075月分	28.0395月分	33.27075月分
		勤続35年	47.709月分	39.7575月分	47.709月分
		最高限度額	47.709月分	47.709月分	47.709月分
	退職時特別昇給	無		無	
前年比	支給率	勤続20年	0.0月分	0.0月分	0.0月分
		勤続25年	0.0月分	0.0月分	0.0月分
		勤続35年	0.0月分	0.0月分	0.0月分
		最高限度額	0.0月分	0.0月分	0.0月分
	退職時特別昇給	無		無	

③その他の手当（令和5年4月1日現在）

扶養手当	・配偶者（給料表7級以下）	月額	6,500円
	・配偶者（給料表8級）	月額	3,500円
	・子	月額	10,000円
	・その他の扶養親族（給料表7級以下）	月額	6,500円
	・その他の扶養親族（給料表8級）	月額	3,500円
	・満16歳の年度初めから満22歳の年度未までの子については、1人につき5,000円を加算。		
住居手当	・借家	限度額	28,000円
通勤手当	・交通機関利用の場合	38,010円 限度	
	・交通用具使用の場合通勤距離に応じて	4,000円～ 19,500円	
時間外勤務手当 (令和4年度)	支給総額		861,374千円
	職員1人当たり支給年額		437,468円
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度)		27.6%
	支給対象職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度)		97,441円
	手当の種類		18種
	代表的な手当の名称	・市税等事務従事手当・防疫作業手当・清掃作業手当 ・特殊自動車運転手当・社会福祉業務手当・児童福祉業務手当 ・消防業務手当・交替制勤務手当・高所作業手当・公衆衛生業務手当	

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間の状況

①一般の職員の勤務時間等

1週間あたり 38時間 45分

月曜日から金曜日までの5日間に1日7時間45分（午前8時30分から午後5時15分まで）

※労働基準法第32条及び地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例で規定しています。

②一般の職員の休日

ア 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

イ 12月29日から翌年の1月3日までの日

※勤務する施設等の業務時間等により勤務時間や休日異なる場合があります。

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇は、法律並びに国や県の制度に準じ、年次有給休暇・病気休暇・介護休暇・特別休暇が設けられており、それぞれの概要は次のとおりです。

①年次有給休暇

労働基準法第39条の規定により与えられる有給の休暇であり、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。

②病気休暇

勤労意欲があっても負傷又は疾病により勤務することができない職員に対して、医師の診断に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させる目的で設けられた休暇です（福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第13条）。

③介護休暇

職員の配偶者又は子及び職員又は職員の配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むことについて支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当である場合に認められる休暇です（福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条）。

④特別休暇

結婚、出産や忌引き等の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる休暇です（福島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第14条）。

5 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

①育児休業

育児休業は、職員が任命権者の承認を受けて、その3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを可能とする制度です。休業を期間の給与は支給されません。

令和4年度に育児休業を新規に取得した職員は60名（男25名、女35名）です。

②部分休業

部分休業は、職員が任命権者の承認を受けて、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を限度）について勤務しない制度です。休業期間の給与は減額されます。

令和4年度に部分休業を新規に取得した職員は5名（男0名、女5名）です。

(2) 配偶者同行休業の取得状況

令和4年度に配偶者同行休業を取得した職員はいませんでした。

6 職員の分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分の状況

職員が病気などにより勤務に堪えない場合等に行われる分限処分（免職、休職、降任、降給）を、令和4年度は137件行いました。

(2) 懲戒処分の状況

職員が職務上の義務違反や全体の奉仕者たるにふさわしくない行為を行った場合に行われる懲戒処分（免職、停職、減給、戒告）を、令和4年度は14件行いました。

7 職員のサービスの状況

(1) 職務専念義務免除の状況

地方公務員法第35条及び福島市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例の規定により、職員は、あらかじめ任命権者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができるととされておりま

す。令和4年度に承認を得た職員は延べ789人でした。

(2) 営利企業等の事務従事の許可の状況

地方公務員法第38条第1項の規定により、職員は、任免権者の許可を受けなければ、営利企業等に従事してはならないこととされております。令和4年度における許可件数は39件でした。

(3) 他の団体の事務従事の許可の状況

福島市職員服務規程第25条の規定により、職員は、国、県、市等他の公共団体その他公共的団体の事務に従事する場合は、任命権者の許可を受けなければならないこととされております。令和4年度における許可件数は119件でした。

8 再就職の状況

退職時の職	退職年月日	再就職先名	役職名	再就職日
政策調整部長	令和5年3月31日	社会福祉法人福島福祉施設協会	副会長兼常務理事	令和5年4月1日
総務部付部長（福島県後期高齢者医療広域連合派遣）	令和5年3月31日	社会福祉法人福島福祉施設協会	渡利児童センター所長兼わたりふれあいセンター所長	令和5年4月1日
総務部参与兼飯坂支所長	令和5年3月31日	社会福祉法人福島市社会福祉協議会	飯野地域福祉センター所長兼管理係長	令和5年4月1日
総務部参与兼松川支所長	令和5年3月31日	公益財団法人福島市スポーツ振興公社	事務局長兼スポーツ推進課長	令和5年4月1日
都市政策部開発建築指導課長	令和5年3月31日	一般財団法人ふくしま建築住宅センター	課長	令和5年4月1日
議会事務局長	令和5年3月31日	エコチル調査福島ユニットセンター	事務局次長兼会計責任者	令和5年4月1日
農業委員会事務局長	令和5年3月31日	松川町商工会	事務局長	令和5年4月1日

9 職員の研修の状況

	研修課程	研修対象者	日数等	受講者数
一般研修	新規採用職員研修	令和4年度新規採用職員	2日	83
	新規採用職員フォロー研修	令和4年度新規採用職員	2日	76
	選択研修1	採用2, 3年目の主事職・副主査職	1日	127
	選択研修2	採用5, 6年目の職員	半日	120
	選択研修3	主査職昇任1, 2年目の職員	1日	232
	選択研修4	係員職の希望者	1日	27
	10年目職員研修	採用10年目の職員	1日	53
	技能労務職員研修	技能労務職の職員	半日	41
	ふくしま自治研修センター研修	研修毎の該当職員	1~5日	594
特別研修	おもてなし実践研修	採用2年目の職員	1日	49
	危機管理研修	新任係長職の職員	半日	37
	ハラスメント防止研修	新任係長職の職員	半日	37
	記者会見における対応力向上研修	課長職	半日	23

研修課程		研修対象者	日数等	受講者数
特別研修	コンプライアンス研修	年度内に30、40、50歳に到達する職員	半日	144
	交通安全研修(圏域合同)	公用車を運転する職員等	半日	440
	普通救命講習	令和4年度新規採用職員(消防職・保育職を除く)	1時間	59
	世代継承塾	課長補佐職	紙上	135
	新規採用職員指導者等研修	新規採用職員の係長・指導員(消防職を除く)	半日	101
	新規採用職員指導員フォロー研修	新規採用職員の指導員(消防職を除く)	半日	46
	人事評価制度「評価者等」研修	新たに評価者・評価補助者となる職員	半日	104
	人事評価制度「被評価者」研修	令和4年度新規採用職員	1時間	83
	女性キャリアアップ応援セミナー	新任係長職の女性職員	半日	9
	政策課題研修(圏域合同)	副主査職・主査職	7か月	4
	BPR研修	副主査職・主査職	半日	41
	発達障がいの理解とサポート研修	所属長等	半日	47
	再任用職員研修	再任用・再雇用	半日	25
	会計年度任用職員研修	会計年度任用職員	半日	95
	その他の特別研修	該当職員ほか	半~1日	707
派遣研修	自治大学校	研修毎の該当職員	17~70日	4
	国土交通大学校	研修毎の該当職員	3~8日	3
	東北自治研修所	研修毎の該当職員	24~31日	2
	市町村アカデミー	部局推薦職員	5~11日	6
	その他の派遣研修	該当職員ほか	1~7日	75
自己啓発	大学院研修	応募職員	1年度	1
	資格取得	取得職員	1年度	11
	通信教育研修	応募職員	2~4ヵ月	12
合 計				3,653

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 主な健康管理事業

項 目	対象者・検査項目	実施月、受診者数等
①定期健康診断	【対象】 市長部局等職員(水道局を除く。人間ドック受診者を除く) 【検査内容】 身体測定・血圧測定・尿検査・胸部X線・血液検査・心電図検査・聴力検査・視力検査・医師による問診・胃がん検診・眼底検査・大腸がん検診(29歳以下は胃がん検診・眼底検査・大腸がん検査を除く)	【実施月】 令和4年7月~令和4年12月 【受診者】 1,418人(再任用職員及び会計年度任用職員を除く)
②現業職員検診	【対象】 現業職員のうち人事課で指名した職員(会計年度任用職員を含む) 【検査内容】 身体測定・血圧測定・尿検査・血液検査・心電図検査・聴力検査・視力検査・医師による問診	【実施月】 令和5年2月 【受診者】 105人

項目	対象者・検査項目	実施月、受診者数等
③腰痛健診	【対象】 保育所等職員及び調理職職員（会計年度任用職員を含む）を隔年で実施 【検査内容】 腰椎部X線・医師による診察・既往歴および業務歴の有無調査	【実施月】 令和5年1月～2月 【受診者】 181人
④情報機器作業従事職員検診	【対象】 情報機器ガイドラインの作業区分「作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの」または上記以外で自覚症状を訴える者（会計年度任用職員を含む） 【検査内容】 遠見近見視力検査・眼位検査・調整機能検査・問診・医師による問診	【実施月】 令和4年8月 【受診者】 134人
⑤雇入時健康診断	【対象】 新規採用職員 【検査内容】 身体測定・血圧測定・尿検査・胸部X線・血液検査・心電図検査・聴力検査・視力検査・医師による問診	【実施月】 令和4年7月～令和5年1月 【受診者】 81人
⑥破傷風予防接種	【対象】 クリーンセンター、維持補修センター、下水道建設課、下水道管理センター、ごみ減量推進課、公園緑地課に新たに配置となった職員（会計年度任用職員を含む）	【実施月】 令和5年1月～令和5年2月 【受診者】 延べ15人
⑦人間ドック	【対象】 40歳以上の福島県市町村職員共済組合員（予算の範囲内で受診者数を決定、自己負担有） 【検査内容】 日帰りドック（婦人がん検診を含む）	【実施月】 令和4年6月～12月 【受診者】 562人

（2）福島市職員共助会の事業

福島市職員共助会を条例に基づき設置し、職員が心身ともに健康で職務に専念できることを基本に、士気の高揚や仕事を進めていくうえで必要な職員相互の連帯感の醸成につながる事業を実施しています。

事業運営に必要な費用は、主に会員（職員）掛金と市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金によりまかなわれています。

なお、給付事業は職員が負担する会費のみを財源として、市交付金及び福島県市町村職員共済組合からの給付金は「地方公務員法が定める福利厚生事業」にのみ充当することとしています。

令和4年度(決算)

会員数	2,149人（令和4年4月1日現在）	
会員（職員）掛金	金額	48,915千円
	掛金率	給料月額×6/1,000
市交付金	5,375千円	
事業内容	給付事業	会員の弔事、慶事、災害等に際し、弔慰金、祝い金、見舞金等を給付する。
	体育・文化事業	スポーツ・レクリエーション活動、各種サークル活動等の費用の一部を助成する。
	施設事業	食堂施設の運営について費用の一部を助成する。

（3）公務災害補償

公務中や通勤中に災害が発生し職員が負傷等した場合には、地方公務員災害補償基金等から一定の補償がされます。令和4年度において、公務上の災害及び通勤災害は47件発生しています。

11 公平委員会の業務の状況について

公平委員会は、地方公共団体職員の身分及び権利を保障するために市町村等に設置される、公正・中立な第三者的人事機関です（地方自治法第180条の5第1項第3号、地方公務員法第7条）。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求件数 0件
- (2) 不利益処分に関する不服申立の件数 1件
- (3) 職員の苦情の申立の件数 0件